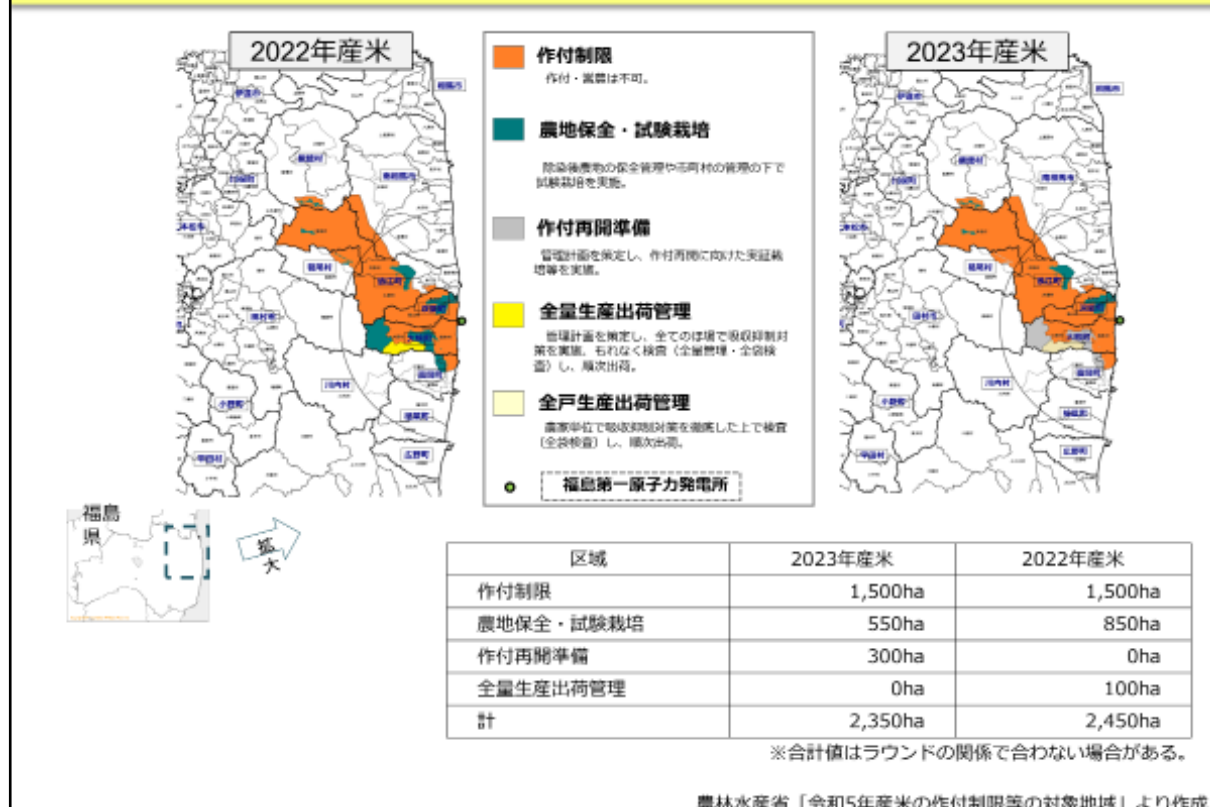




帰還困難区域は区域内での立入や営農が制限されています（作付制限）。旧居住制限区域等においては、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培（農地保全・試験栽培）が、避難指示解除準備区域等においては、県及び市町村が管理計画を策定して、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます（作付再開準備）。

避難指示区域外において、前年が避難指示解除準備区域であった地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域等では、県及び市町村が管理計画を策定して、放射性セシウム吸収抑制対策を徹底した上で、地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います（全量生産出荷管理）。

前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域等は、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底し、全戸検査を行います（全戸生産出荷管理）が、福島県では全袋検査を行います。

なお、福島県では、2020年産米より段階的に全袋検査から抽出検査に移行しています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2024年3月31日